

憲法に、国家緊急権と人間の安全保障を
－参議院憲法調査会公聴会で考える－

開倫塾

塾長 林 明夫

Q：林さんは、国会の憲法調査会で公述人として意見を表明したそうですね。

A：(林明夫：以下省略)はい。第156回国会の参議院憲法調査会公聴会(2003年6月4日水曜日)において、午前10時から正午までの2時間、公述人として私を含めた4人が、「平和と安全保障」について意見を述べました。

Q：なぜ、公述人として、参議院憲法調査会で意見を述べたのですか。

A：その年の5月3日の憲法記念日に、私もメンバーの一人である「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会、通称「民間憲法臨調」が開かれた折に、北朝鮮に拉致された家族の代表として活動している蓮池さんのお兄さんから話を聴き、深く考えさせられました。日本国民の一人として私も何かしなければという思い、公述人としての申し込みをしました。

Q：どのような主張をしたのですか。

A：次の(1)から(3)までの3つあります。

(1)憲法改正のための国民投票法等の手続法が不備であるため、憲法改正は実際には不可能です。日本国憲法に改正条項が存在するのに、改正のための手続法の整備を怠ることは、たとえどのような理由があろうと、憲法尊重義務に反します。憲法秩序に反する。立法の不作为と言ってもよく、公正さ、フェアネスに欠けます。国会では、憲法改正手続法制を早急に整備し、憲法秩序を整合性あるものにして頂きたい。

Q：憲法改正の国民投票法を制定すべきということですね。林さんは、現在の日本国憲法を改正した方がよいと考えているのですか。

A：(2)日本国憲法に限らず、あらゆる国の最高法規である憲法は、憲法制定権者の時代認識を強烈に反映したものと考えます。

日本国は、憲法制定時に恒久の平和を念願したが故に、軍隊も持たず国の交戦権も否定した形で徹底した平和主義を憲法の前文に明記し、戦争の放棄を第9条に明記しました。これは、敗戦直後の憲法制定権者の時代認識の表れで、日本国民からも世界の有識者からも高い評価を得ました。

しかし、憲法制定後半世紀が経過した今日、前文と第9条の内容で、これから半世紀の日本の安全保障を担保できるのか、日本国民の生命、財産、生活を守り切れるのかと問われれば、大半の国民が不安に陥っているのが現状です。

国会では有事に関する立法(有事立法)が検討され成立しましたが、国の安全保障については、国の在り方も含めて日本国憲法の中でどのように考えるべきか、まずは議論を深めるべきです。しかる後に、憲法の中に明記すべきものは明記し、法令に委ねるべきものは委ねることが適切な手順であります。

Q：では、どのようにしたらよいとお考えですか。

A：私は、日本国憲法に「国家緊急権」の規定を明確に置き、憲法の規定のもとに有事に関する立法をなすべきものと考えます。

国民の基本的な人権をたとえ一時的にせよ制約せざるを得ない国家の緊急時についての立法を、たとえ国会であろうと、憲法の規定なしに行うのは不適切であるからです。

Q：「平和」については、どのような意見を述べたのですか。

A：(3)もし、これからの平和や安全保障を本質のところでは、「国家の安全保障」も大事だが、一人ひとりの人間を「保護」し「能力強化」を支援する「人間の安全保障(ヒューマン・セキュリティ)」も重要。これからの日本が国際社会の平和に関してなすべき貢献は、「人間の安全保障」の促進であると考えます。そこで、日本国憲法の前文に「人間の安全保障」の促進を明記すべきと考えます。

Q：「人間の安全保障」は、故小渕首相が熱心に主張なさり、小泉前首相が日本の対外援助の基本方針にされたようですね。

A：はい。ノーベル経済学賞を受賞なさったアマルティア・セン教授とともに、「人間の安全保障」を最も熱心に研究し、主張なさった緒方貞子・元国連難民高等弁務官を日本の対外援助の中心であるJICA(国際協力機構)の理事長として小泉前首相は招聘しました。

緒方先生の招聘は、日本は本気で「人間の安全保障」と取り組むという、国家としての意思表示と言えます。

安倍首相は、今年1月にブラッセルのNATO(北大西洋条約機構)本部を訪問し、NATOとの連携強化を約束しました。「人間の安全保障」の観点から、NATOと協力してアフガニスタンの復興支援をスタートすることが3月には決まり、国際社会から高い評価をされています。

Q：学習塾、予備校、私立学校の経営者の皆様に考えて頂きたいことはありますか。

A：憲法改正国民投票法や憲法改正について毎日のように報道されております。毎日の仕事や生活も大切とは思いますが、その毎日の仕事や生活の前提である日本や世界の平和に直結するのが憲法でありますので、是非御関心をお持ち頂きたいようお願い申し上げます。

皆様は、憲法についてどのようにお考えですか。

— 2007年3月11日記 —